

○吉野川市建設工事入札後審査方式一般競争入札実施要綱

令和4年4月19日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、吉野川市が徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）における入札及び契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図るために実施する入札後審査方式一般競争入札に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札後審査方式一般競争入札 一般競争入札に参加するための事前の申請手続を簡略化し、開札後に入札の公告において明らかにした方法により落札候補者を決定した後、当該落札候補者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしていると認められた者を落札者として決定する入札方式をいう。
- (2) 価格競争落札方式 価格提案のみを求め、最も価格の低い入札者を落札者として決定する方式をいう。
- (3) 総合評価落札方式 価格、技術的な要素等を総合的に評価し、その内容から最も評価の高い入札者を落札者として決定する方式をいう。
- (4) 評価値 総合評価落札方式において、入札者の申込みに係る技術的な要素等を評価した点数を、入札価格で除して得た値をいう。

(対象工事)

第3条 入札後審査方式一般競争入札による入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として設計金額が3千万円以上の工事とする。ただし、入札後審査方式一般競争入札によることが適当でない認められる工事については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、設計金額が3千万円未満の工事であって、入札後審査方式一般競争入札によることが適当であると認められるものについては、対象工事とすることができる。

(入札公告等)

第4条 市長は、入札後審査方式一般競争入札による入札を行おうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項又は第167条の10の2第6項及び吉野川市財務規則（平成16年吉野川市規則第44号）第99条第2項に規定する事項を公告するものとする。

（入札参加資格）

第5条 入札後審査方式一般競争入札による入札の参加に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、入札の公告を行った日から開札の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2） 吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成16年吉野川市告示第65号）に基づく資格審査を受け、現に資格を有していること。
- （3） 吉野川市建設業指名停止措置要綱（平成16年吉野川市告示第66号）に基づく指名停止の措置を現に受けていないこと。
- （4） 吉野川市暴力団等排除措置要綱（平成23年吉野川市告示第75号）第3条第1項に規定する入札参加排除措置を現に受けていないこと。
- （5） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格の審査に係る申請日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できること。
- （6） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であって、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者であること。
- （7） 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていないこと。
- （8） 別に定める資格を有する技術者を専任で配置することができること（請負代金額3,500万円（建築一式工事については7,000万円）以上の場合に限る。）。
- （9） 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること（下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事については6,000万円）以上になることが予想される場合に限る。）。
- （10） 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに建設工事審査委員会に諮って定める要件を満たしていること。

(入札参加資格の審査の申請)

第6条 入札後審査方式一般競争入札に参加を希望する者は、誓約書及び入札参加資格審査申請書（以下「申請書等」という。）並びに入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を市長に提出しなければならない。

(価格競争落札方式による落札候補者の決定)

第7条 入札後審査方式一般競争入札による入札を価格競争落札方式で実施する場合にあっては、開札後において、最低価格入札者（予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の申請書等及び確認資料に不備がないときは、当該最低価格入札者を落札候補者に決定するものとする。

2 最低価格入札者の申請書等及び確認資料に不備がある場合にあっては、当該入札者の行った入札を無効とし、前項の規定の例により再度落札候補者を決定するものとする。

3 落札候補者に決定すべき者が2以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

4 前3項の規定により落札候補者を決定したときは、当該入札に参加した者に対し、電子入札システム又は紙媒体により通知するものとする。

(総合評価落札方式による落札候補者の決定)

第8条 入札後審査方式一般競争入札による入札を総合評価落札方式で実施する場合にあっては、開札後において、最高評価値入札者（予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての者について評価値の算定を行い、当該評価値が最も高い者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の申請書等及び確認資料に不備がないときは、当該最高評価値入札者を落札候補者に決定するものとする。

2 最高評価値入札者の申請書等及び確認資料に不備がある場合にあっては、当該入札者の行った入札を無効とし、前項の規定の例により再度落札候補者を決定するものとする。

3 落札候補者に決定すべき者が2以上あるときは、その者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定するものとする。

4 落札候補者に決定すべき者が2以上ある場合であって、その者の入札価格が同じであるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

5 前4項の規定により落札候補者を決定したときは、当該入札に参加した者に対し、電子入札システム又は紙媒体により通知するものとする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第9条 市長は、前2条の規定により落札候補者を決定した後において、当該落札候補者に対し、入札参加資格の審査に必要な資料（以下「追加確認資料」という。）の提出を求め、申請書等、確認資料及び追加確認資料により入札参加資格の審査を行う。

2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められたときは、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

3 第1項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められたときは、当該落札候補者の決定を取り消し、及びその者が行った入札を無効とする。

4 前項の規定により落札候補者の決定を取り消したときは、前2条の規定の例により再度落札候補者を決定したうえで、第1項の審査を行うものとする。

5 第2項の規定により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙媒体により当該入札に参加した者に対する通知にあつては、入札結果の公表をもってこれに代えることができる。

6 第3項の規定により落札候補者の決定を取り消したときは、落札候補者の決定の取消しを受けた者に対し、電子入札システム又は紙媒体により通知するものとする。

(入札参加資格を満たしていないと認められた者への理由の説明)

第10条 前条第6項の規定による通知を受けた者は、当該通知があつた日の翌日から起算して7日以内（市の休日を除く。）に、書面により、入札参加資格を満たしていないと認められた理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、同項に規定する説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に、当該説明を求めた者に対し、書面により入札参加資格を満たしていないと認められた理由を説明するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する。